



# 佐賀県公報

平成18年  
9月4日  
(月曜日)  
第 12801号

(○印は、県例規集に登載するもの)

告目示次

- ## ○身体障害者福祉法に基づく医師の指定

- 道路の区域の変更
  - 道路の供用開始
  - 道路の区域の変更
  - 道路の供用開始
  - 道路の区域の変更
  - 道路の供用開始

公  
告

- 随意契約の相手方等の公示
  - B.L.15計測システムの購入に係る一般競争入札
  - 農地保有合理化事業規程の変更承認
  - I.C.P.発光分光分析装置の購入に係る一般競争入札
  - 開発行為に関する工事の完了
  - 公印の登録

○告示

○佐賀県告示第五百五十五号  
身体障害者福祉法（昭和二十四年法律第二百八十三号）第十五条第一項に規定する医師を次のとおり指定した。

平成十八年九月四日

佐賀県知事 古川康

県道 山本波多津線		道路の種類 及び路線名	区間 の 道 路	変更前 後の別	幅員 メートル	区域 延長 メートル
唐津市北波多稗田字稗田一八八		九番三地先から	唐津市北波多稗田字稗田一八八		二八・〇	二九三・二
唐津市北波多德須恵字四道一一		六七番一地先まで	唐津市北波多稗田字稗田一八八		二二・六	二二・六
唐津市北波多稗田字稗田一八八		九番三地先から	唐津市北波多稗田字稗田一八八		二二・九	二二・九
唐津市北波多德須恵字四道一一		六七番一地先まで	唐津市北波多稗田字稗田一八八		三〇一・八	三〇一・八
唐津市北波多德須恵字四道一一		六七番一地先まで	唐津市北波多稗田字稗田一八八		一二・六	一二・六
唐津市北波多德須恵字四道一一		唐津市北波多稗田字稗田一八八	唐津市北波多稗田字稗田一八八		二八・〇	二八・〇
唐津市北波多稗田字稗田一八八		九番三地先から	唐津市北波多稗田字稗田一八八		前	後
唐津市北波多稗田字稗田一八八		六七番一地先まで	唐津市北波多稗田字稗田一八八			

●佐賀県告示第五百五十六号

道路法（昭和二十七年法律第百八十号）第十八条第一項の規定により、道路の区域を次のとおり変更する。

その区域を表示した図面は、平成十八年九月四日から平成十八年十月三日まで佐賀県交通政策部道路課及び唐津土木事務所において一般の縦覧に供する。

平成十八年九月四日

佐賀県知事 古川康

岩永 齊	釣本 康孝	香烟 智彦	山本 卷一
"	"	脳神経外科	"
"	佐賀市兵庫南三丁目八番一号	佐賀市高木瀬町大字長瀬一二四〇番地	佐賀市松南町一一九番地二
"	独立行政法人国立病院機構佐賀病院	医療法人社団敬愛会佐賀記念病院	河畔病院
"	"	"	"

●佐賀県告示第五百五十七号

道路法（昭和二十七年法律第百八十号）第十八条第二項の規定により、次のとおり道路の供用を開始する。

その区域を表示した図面は、平成十八年九月四日から平成十八年十月三日まで佐賀県交通政策部道路課及び唐津土木事務所において一般の縦覧に供する。

平成十八年九月四日

佐賀県知事 古川康

路線名	供用開始の区间	供用開始の期日
県道 山本波多津線	唐津市北波多稗田字稗田一八八九番三地先から 唐津市北波多德須恵字四道一一六七番一地先まで	平成一八・九・四

●佐賀県告示第五百五十八号

道路法（昭和二十七年法律第百八十号）第十八条第一項の規定により、道路の区域を次のとおり変更する。

その区域を表示した図面は、平成十八年九月四日から平成十八年十月三日まで佐賀県交通政策部道路課及び武雄土木事務所において一般の縦覧に供する。

平成十八年九月四日

佐賀県知事 古川康

一般国道 四九八号		道路の種類 及び路線名	区間 の 道 路	変更前 後の別	幅員 メートル	区域 延長 メートル
武雄市若木町大字川吉字荒川原		五八三二番五地先から	武雄市若木町大字川吉字荒川原		九・二	九・二
武雄市若木町大字川吉字荒川原		五八〇三番一地先まで	武雄市若木町大字川吉字荒川原		一二・九	一二・九
武雄市若木町大字川吉字荒川原		五八三二番五地先から	武雄市若木町大字川吉字荒川原		二一七・五	二一七・五
武雄市若木町大字川吉字荒川原		五八〇三番一地先まで	武雄市若木町大字川吉字荒川原			

●佐賀県告示第五百五十九号

道路法（昭和二十七年法律第百八十号）第十八条第一項の規定により、次のとおり道路の供用を開始する。

その区間を表示した図面は、平成十八年九月四日から平成十八年十月三日まで佐賀県交通政策部道路課及び武雄土木事務所において一般の縦覧に供する。

平成十八年九月四日

路線名	供用開始の区間	供用開始の期日
一般国道 四九八号	武雄市若木町大字川古字荒川原五八三三番五地先から 武雄市若木町大字川古字荒川原五八〇三番一地先まで	平成一八・九・四

●佐賀県告示第五百六十号

道路法（昭和二十七年法律第百八十号）第十八条第一項の規定により、道路の区域を次のとおり変更する。

その区域を表示した図面は、平成十八年九月四日から平成十八年十月三日まで佐賀県交通政策部道路課及び武雄土木事務所において一般の縦覧に供する。

平成十八年九月四日

佐賀県知事 古川 康

路線名	供用開始の区間	供用開始の期日
一般国道 四九八号	武雄市朝日町大字甘久字高橋一七六三三番一地先から 武雄市朝日町大字甘久字西田四一一一五番一地先まで	平成一八・九・四

○公示

次のとおり随意契約の相手方等について公告します。

平成18年9月4日

取支等命令者

佐賀県健康福祉本部健康増進課長 岩瀬 達雄

道 路 の 区 域	変 更 前	幅 員 メートル	延 長 メートル
区 間	後	一六・三 八・五	一一〇一・六

- 1 購入物品名及び数量 胸部検診車（肺がん検診車） 1台  
 2 契約の相手方を決定した理由 地方自治法施行令（昭和22年政令第16号）第167条の2第1項第8号の規定による。

4 一般競争入札の公告日 平成18年6月14日

5 隨意契約の相手方を決定した日 平成17年7月28日

6 契約者の氏名及び住所

(1) 氏名 株式会社島津製作所九州支店 支店長 平田紀行

(2) 住所 福岡県福岡市博多区冷泉町4番20号

7 契約価格 49,000,000円（消費税及び地方消費税額を含む。）

●佐賀県告示第五百六十一号

道路法（昭和二十七年法律第百八十号）第十八条第一項の規定により、次のとおり道路の供用を開始する。

その区間を表示した図面は、平成十八年九月四日から平成十八年十月三日まで佐賀県交通政策部道路課及び武雄土木事務所において一般の縦覧に供する。

平成十八年九月四日

佐賀県知事 古川 康

道路の種類 及び路線名	道 路 の 区 域	変 更 前	幅 員 メートル	延 長 メートル
一般国道 四九八号	武雄市朝日町大字甘久字高橋一七六三番一地先から 武雄市朝日町大字甘久字西田四一一一五番一地先まで	後	一六・三 八・五	一一〇一・六
一般国道 四九八号	武雄市朝日町大字甘久字高橋一七六三番一地先から 武雄市朝日町大字甘久字西田四一一一五番一地先まで	前	一六・三 八・三	一一〇一・六
一般国道 四九八号	武雄市朝日町大字甘久字西田四一一一五番一地先まで			

## 8 契約に関する事務を担当する部局の名称及び所在地

(1) 部局の名称 佐賀県健康福祉本部健康増進課地域保健・健康危機管理担当

当

(2) 所在地 佐賀県佐賀市城内一丁目1番59号

次のとおり一般競争入札に付します。

平成18年9月4日

収支等命令者

佐賀県農林水産商工本部新産業課長 平野重愛

## 1 競争入札に付する事項

(1) 調達物品の名称及び数量

B.L15計測システム 一式

(2) 調達物品の特質等

入札説明書及び仕様書による。

(3) 納入場所

佐賀県鳥栖市弥生が丘八丁目7番地

佐賀県立九州シンクロトロン光研究センター

(4) 納入期限

平成18年12月25日

(5) 入札方法

落札決定に当たっては、入札書に記載された金額に当該金額の100分の

5に相当する金額を加算した金額（当該金額に1円未満の端数があるときは、その端数を切り捨てた金額）をもって落札価格とするので、入札者は、消費税及び地方消費税に係る課税事業者であるか免税事業者であるかを問わず、見積もった契約金額の105分の100に相当する金額を入札書に記載すること。

郵便番号840-8570 佐賀県佐賀市城内一丁目1番59号  
佐賀県農林水産商工本部新産業課科学技術振興担当 電話0952-25-7129

## 3 入札参加資格及び条件

(1) 物品の製造、修理又は購入に関する競争入札に参加することができる者の資格及び資格審査に関する規程（昭和41年佐賀県告示第129号）の規定に基づく入札参加資格を、入札書の提出期限の時点で有すること。  
(2) 調達物品又は同種同程度の物品を、納入先の求めに応じて確實に納入できると認められること。

(3) 調達物品の納入後、保守、点検、修理その他のアフターサービスを納入先の求めに応じて速やかに提供できると認められること。

## 4 入札説明書の交付及び契約条項の提示

(1) 期間

平成18年9月13日まで

(2) 場所

上記2の部局

## 5 入札者に求められる義務

(1) 入札説明書で要求する証明書類等を、平成18年9月13日16時までに上記2の部局に提出すること。

(2) 入札参加希望者は、提出した証明書類等について説明を求められたときは、これに応じなければならない。

## 6 郵送による入札書の提出の場所、期限及び提出方法

(1) 場所

上記2の部局

(2) 期限

平成18年9月28日17時

(3) 提出方法

書留郵便とすること。

2 入札及び契約に関する事務を担当する部局の名称

7 持参による入札書の提出の場所及び期限

(1) 場所

佐賀県佐賀市城内一丁目1番59号 佐賀県庁新行政棟9号北会議室

(2) 期限

平成18年9月29日10時

8 開札の場所及び日時

(1) 場所

上記7の(1)の場所

(2) 日時

平成18年9月29日10時

9 入札保証金及び契約保証金

(1) 入札保証金

佐賀県財務規則（平成4年佐賀県規則第35号）第103条第2項第2号により免除する。

(2) 契約保証金

佐賀県財務規則第115条第3項第3号により免除する。

10 入札の無効

次のいずれかに該当する者が行った入札は、無効とする。

なお、無効入札をした者は、再度の入札に加わることができない。

(1) 入札参加資格のない者又は入札参加条件を満たさない者

(2) 当該入札について不正行為を行った者

(3) 入札書の金額、氏名及び印影について誤脱又は判読不可能なものを提出

した者

(4) 1人で2以上の入札をした者

(5) 代理人でその資格のないもの

(6) 前各号に掲げるもののほか、入札に関する条件に違反した者

- (1) 予定価格の制限の範囲内で最低の価格をもって申し込みを行った者を契約の相手方とする。
- (2) 落札となるべき同価の入札をした者が2人以上あるときは、直ちに当該入札にくじを引かせて落札者を決定するものとする。この場合において、当該入札者のうち出席しない者又はくじを引かない者があるときは、これに代えて、入札執行事務に關係のない県職員にくじを引かせるものとする。

農業経営基盤強化促進法（昭和55年法律第65号。以下「法」という。）第8条第1項の規定により、農地保有合理化事業規程の変更を次のとおり承認したので、同条第2項において準用する同法第7条第5項の規定により公告する。

平成18年9月4日

佐賀県知事 古川康

農地保有合理化事業を行う者の名称及び住所	事業規程の変更承認に係る農地保有合理化事業の種類	事業規程の変更内容	変更の承認年月日
佐賀市農業協同組合 佐賀市成章町6番1号	農地売買等事業（法第4条第2項第1号に規定する事業をいう。）	事業実施区域名	平成18年8月23日

次のとおり一般競争入札に付します。

平成18年9月4日

收支等命令者

佐賀県工業技術センター所長 池田一志

1 競争入札に付する事項

(1) 購入物品及び数量 ICP発光分光分析装置 一式

(2) 購入物品の特質等 別紙「仕様書」による。

(3) 納入期限 契約締結後4か月以内

(4) 納入場所 佐賀県西松浦郡有田町黒牟田丙3037-7

11 落札の決定の方法

佐賀県農業技術センター

(5) 入札方法 落札決定に当たっては、入札書に記載された金額に当該金額の5パーセントに相当する金額を加算した金額（当該金額に1円未満の端数があるときは、その端数金額を切り捨てるものとする。）をもつて落札価格とするので、入札者は、消費税及び地方消費税に係る課税事業者であるか免税事業者であるかを問わず、見積もった契約金額の105分の100に相当する金額を入札書に記載すること。

2 入札参加資格

(1) 地方自治法施行令（昭和22年政令第16号）第167条の4の規定に該当しない者であること。

(2) 当該物品を期限内に納入できる者であること。

(3) 当該物品の購入後、保守、点検、修理その他アフターケアサービスを納入先の求めに応じて速やかに提供できる者であること。

3 入札参加者に求められる義務

入札に参加しようとする者は、当該物品の性能、機能等に関する応札仕様書を別途当センターが定める期限までに4の(1)の場所に提出しなければならない。提出された応札仕様書を審査の上、入札参加資格を有すると認められた者に限り、入札の対象者とする。

なお、提出した仕様書等について説明を求められたときは、これに応じなければならぬ。

4 入札書の提出場所等

(1) 入札書の提出場所、契約条項を示す場所、入札説明書の交付場所及び問い合わせ先

郵便番号844-0022 佐賀県西松浦郡有田町黒牟田丙3037-7  
佐賀県農業技術センター  
電話0955-43-2185

(2) 入札説明書の交付方法 平成18年9月4日(月)から平成18年9月19日(火)までの期間、上記(1)の場所で随時交付する。

(3) 入札書の提出方法 上記(1)の場所に持参し、又は郵送すること。  
なお、郵送の場合は書留郵便とする。

(4) 入札書の提出期限 平成18年9月29日 午前10時  
(5) 開札の日時及び場所 平成18年9月29日 午前10時  
佐賀県農業技術センター2階 中会議室

5 その他

(1) 入札保証金

入札書の提出期限までに、見積金額の100分の5以上の金額を納付すること（現金の納付に代え、国債、地方債、日本政府の保証する債権、確実と認められる社債、銀行若しくは確実と認められる金融機関が振り出し、

若しくは支払保証をした小切手、銀行若しくは確実と認められる金融機関が引き受け、保証若しくは裏書をした手形、定期預金債権又は銀行若しくは確実と認められる金融機関の保証を担保として供することも可）。ただし、次の各号のいずれかに該当する者については、入札保証金の納付を免除する。

ア 県被保険者とする入札保証保険契約（見積金額100分の5以上）を締結し、その保険証券を提出する者  
イ 過去2年間に本県若しくは本県以外の地方公共団体又は国（公團を含む。）との間で同種・同規模の契約を複数行い、そのうち2件に係る履行証明書等を提出する者

(2) 契約保証金

契約締結の際に、契約に係る金額の100分の10以上の金額を納付すること（現金の納付に代え、国債、地方債、日本政府の保証する債権、確実と認められる社債、銀行若しくは確実と認められる金融機関が振り出し、若しくは支払保証をした小切手、銀行若しくは確実と認められる金融機関が

引き受け、保証若しくは裏書をした手形、定期預金債権又は銀行若しくは確実と認められる金融機関の保証を担保として供することも可)。ただし、次の各号のいずれかに該当する者については、契約保証金の納付を免除する。

ア 県を被保険者とする履行保証保険契約（見積金額100分の10以上）を締結し、その保険証券を提出する者

イ 過去2年間に本県若しくは本県以外の地方公共団体又は国（公団を含む。）との間で同種・同規模の契約を複数行い、そのうち2件に係る履行証明書等を提出する者

(3) 入札無効 次の各号のいずれかに該当する者が行つた入札は無効とする。

ア 参加する資格のない者

イ 本入札について不正行為を行つた者

ウ 入札書の金額、氏名及び印影について誤脱又は判読不可能なものを提出した者

エ 1人で2以上の入札をした者

オ 代理人でその資格のないもの

カ 入札保証金を納付しない者及び当該保証金の納付額が不足する者

キ 前各号に掲げるもののほか、本入札の条件に違反したもの

(4) 契約書作成の要否 要

(5) 落札者の決定方法

ア 有効な入札書を提出した者で、予定価格の範囲内で最低の価格をもつて申込みをしたもの落札者とする。

イ 落札となるべき同価の入札をした者が2人以上あるときは、直ちに当該入札者にくじを引かせ、落札者を決定する。この場合において当該入札者のうち出席しない者又はくじを引かない者があるときは、これに代えて、当該入札事務に關係のない職員にくじを引かせるものとする。

(6) 詳細は入札説明書による。

都市計画法（昭和43年法律第100号）第36条第3項の規定により、開発行為に関する工事の完了を次のとおり公告します。

平成18年9月4日

佐賀県知事 古川 康  
1 開発区域に含まれる地域の名称

伊万里市東山代町里字正手81番1及び81番6から81番13まで  
2 開発許可を受けた者の住所及び氏名  
伊万里市東山代町長浜2150-1

株式会社古賀建設

都市計画法（昭和43年法律第100号）第36条第3項の規定により、開発行為に関する工事の完了を次のとおり公告します。

平成18年9月4日

佐賀県知事 古川 康

1 開発区域に含まれる地域の名称

佐賀郡川副町大字西古賀字松243番1から243番5まで及び244番1から244番3まで

2 開発許可を受けた者の住所及び氏名

佐賀郡川副町大字鹿江1163番地85  
園田敬助

次の公印は、平成18年8月9日をもって登録しました。

平成18年9月4日

佐賀県知事 古川 康

購読料  
申込先  
佐賀県経営支援本部総務法制課  
一か年二八、八〇〇円(送料共)

平成十八年九月四日印刷及び発行  
発行者 佐賀県知事 古川康行

発行定日 毎週月水金曜日  
印刷所 株古川総合印刷

佐賀県総務事務  
効率化センター長印

佐賀県総務事務  
効率化センター印

